

告 示 (写)

寄附行為第11条本号に基づいて選任された現理事（以下、「本号理事」という）の任期が来る7月19日をもって満了する。

については、学校法人常翔学園役員選考手続規定（以下、「規定」という）第3条に基づき、「本号理事・監事候補者選考委員会（以下、「委員会」という）」を設置し、選考手続により本号理事の改選に着手する。

以上、これを告示する。

記

1. 適任者の推薦

本号理事候補者について、広く適任者の推薦を求める。

2. 受付期間

6月27日（土）から7月4日（土）まで〔日曜日は除く〕

10時から15時まで（郵送および宅配便の場合は期間内に必着のこと）

3. 受付場所

学校法人常翔学園法人室（以下、「法人室」という）

4. 推薦の方法

- (1) 推薦は、所定の推薦書によるものとし、推薦書1枚につき1名を推薦するものとする。
- (2) 適任者には、2名以上の推薦者がなければならない。ただし、自らを推薦する場合は、この限りではない。
- (3) 推薦書は、法人室、常翔学園校友会事務局、摂南大学校友会事務局、広島国際大学校友会事務局および常翔啓光学園高等学校啓聖会事務局に備え付けている。
- (4) 推薦者は、複数の者を推薦することができるとともに、被推薦者となることができる。
- (5) 被推薦者の同意を得るものとする。

5. 適任者の資格

本号理事適任者となることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 私立学校法第38条第8項の規定に定める事由に該当しない者
- (2) 寄附行為第18条に定める事由に該当しない者

6. 推薦資格

理事、監事、評議員、職員および校友は、委員会に本号理事適任者を推薦することができる。ただし、職員は本告示日において、専任および特任の職員として1ヵ年以上在職した者とする。

7. 候補者の選考

- (1) 本号理事候補者の選考は、委員会において行う。
- (2) 委員会は、本号理事候補者を選考の上、名簿を作成して、理事会に提出しその承認を求める。
- (3) 委員会の構成

委員長	久 福 哲 郎	（理事長）	[規定第10条イ号]
委員	益 山 新 樹	（工大学長）	[規定第10条ハ号]
	荻 田 喜代一	（摂大学長）	[規定第10条ニ号]
	焼 廣 益 秀	（広国大学長）	[規定第10条ホ号]
	前 田 親 良		[規定第10条4項]
	吉 野 正 美		[規定第10条4項]

8. その他

その他定めのない事項、疑義が生じた事項については、委員会の定めるところによる。

以 上

2020年6月26日

本号理事・監事候補者選考委員会

委員長 久 福 哲 郎